

毎月1・11・21日発行

6/22

令和4年(2022)
No.2251

広報

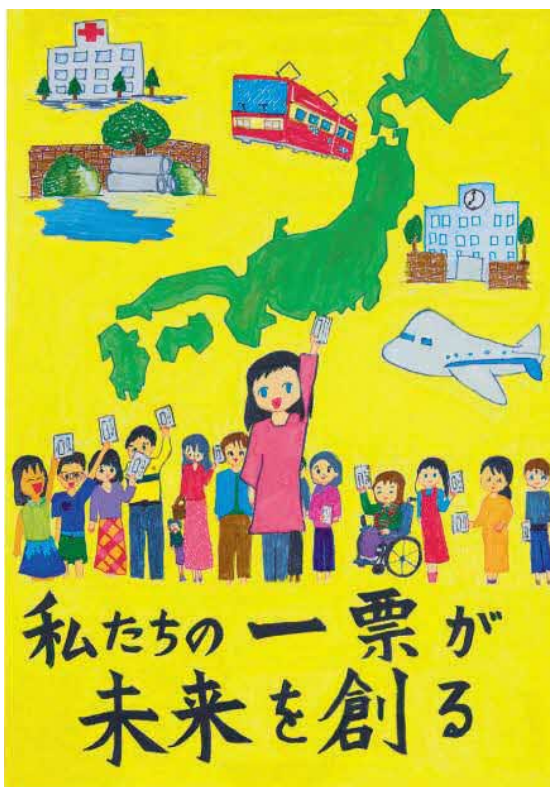
Shinagawa

しながわ

選挙特集号



発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



▲令和3年度品川区明るい選挙啓発ポスターコンクール
品川区選挙管理委員会委員長賞
(小学校の部 大井第一小学校6年)

参議院議員選挙 の投票日です

7月10日(日)

参議院議員の任期は6年ですが、3年ごとに半数ずつ改選されます。今回は、平成28年に選出された参議院議員の任期満了に伴い、「東京都選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。

投票時間 午前7時～午後8時

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や外出などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票できます。投票の際は、ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちください。期日前投票はどの期日前投票所でもできます。

期日前投票期間

6月23日(木)～7月9日(土)

地域センターは7月3日(日)から

投票時間 午前8時30分～午後8時

※アトレ大井町の期日前投票所は開設しません。

地域センターは受付開始日が異なりますのでご注意ください

場所	6月23日(木)～7月2日(土)	7月3日(日)～9日(土)
品川区役所(第二庁舎6階261会議室)	受け付けます	
各地域センター(13カ所)	受け付けません	受け付けます

※地域センターでは、通常業務時間外は期日前投票の受け付けのみを行います。住民票の写しの発行などの業務は行いませんのでご注意ください。

期日前投票の混雑状況

7月8日(金)夕方から9日(土)は、どの期日前投票所も混雑が予想されます。できるだけ他の日程をご利用ください。

期日前投票の注意

あらかじめ「投票所入場整理券」裏面の「宣誓書(兼請求書)」に記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。「投票所入場整理券」を忘れた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

品川区で投票できる方・できない方

次の全てにあてはまる方は品川区で投票できます

- 日本国籍で、平成16年7月11日以前に生まれた
- 令和4年3月21日以前に品川区に転入の届け出をした
- 投票する日まで引き続き区内に住んでいる

次のいずれかにあてはまる方は品川区で投票できません

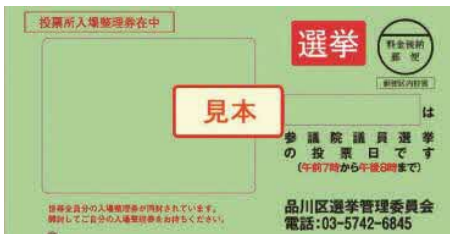
- 日本国籍で、平成16年7月12日以後に生まれた
 - 令和4年3月22日以後に品川区に転入の届け出をした
 - 品川区外に転出した
- ※転出後4カ月以内で転入先の自治体に選挙人名簿登録がない方は、品川区で投票できます。

品川区に転入 ※「転入」は役所に届けた日	3月21日以前に品川区に転入の届け出をして、引き続き居住している方	品川区で投票できます	
	3月22日以後に品川区に転入の届け出をした方	品川区では投票できません ※前住所地に選挙人名簿登録があれば前住所地で投票できます	
品川区から転出 ※「転出」は異動した日	2月22日以前に品川区から転出した方	品川区では投票できません ※新住所地に選挙人名簿登録があれば新住所地で投票できます	
	2月23日～3月21日に品川区から転出し、新住所地に転入の届け出をした方	品川区では投票できません ※新住所地で投票できます	3月22日以後に品川区から転出した方 品川区で投票できます
品川区内で転居	6月4日以前に転居の届け出をした方	転居先の住所の投票所で投票できます	
	6月5日以後に転居の届け出をした方	前の住所の投票所で投票できます	

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で郵送します

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の投票所入場整理券が同封されています。投票の際には、投票所入場整理券に記載されている投票所へお越しください。万が一紛失しても、上記「品川区で投票できます」に該当する方は投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



投票場所にご注意ください

- 6月23日(木)～7月9日(土) → 品川区役所
- 7月3日(日)～7月9日(土) → 品川区役所・地域センター
- 7月10日(日) → 「投票所入場整理券」に記載されている投票所

郵便などによる不在者投票

●郵便などによる不在者投票ができる方

表1にあてはまる方は、郵便や信書便などで投票ができます(投票用紙は必ず本人が記入します)。投票にはあらかじめ品川区選挙管理委員会への申請・登録が必要です。

〈表1〉

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

●代理記載が認められる方

表1・表2ともにあてはまる方が認められます。あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

〈表2〉

	障害名	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

不在者投票

滞在先で行う不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙は①請求書の提出、②滞在先への発送、③品川区への返送の手順を踏むため、日数がかかります。請求は早めをお願いします。

※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は区ホームページからダウンロードできます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます。



病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームなどにお問い合わせください。※区内の対象施設は、区ホームページで確認できます。

●特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症等によりご自宅で療養中の方も郵便等による投票ができます。

以下に示す「特定患者等」に該当する方で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が6月23日から7月10日までの期間にかかることと見込まれる方は、郵便等による投票ができます。

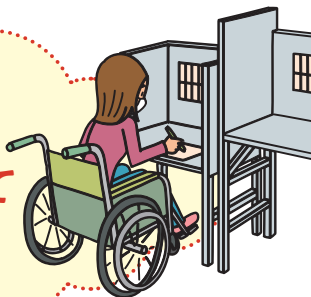
「特定患者等」とは

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
 - (2) 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている方
- ※在外選挙人名簿に登録されている方が、上記(1)または(2)に該当することとなった場合も対象となります。

該当する方で郵便等投票を希望する場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください

高齢者や障害のある方のために

どなたでも
投票しやすい
環境を目指して
います



スロープの設置 スロープを設置して投票所の段差をなくしています。

車いすを設置

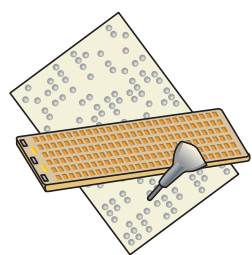
低い記載台の設置 車いすの方や体の不自由な方のために低い記載台を設置しています。

拡大鏡、老眼鏡を用意

コミュニケーションボードを用意 言葉が不自由な方や耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関するやりとりができるコミュニケーションボードを用意しています。また、文字を書いてやりとりできるホワイトボードも用意しています。係員にご相談ください。

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできます。



代理投票

障害があるなどの理由で投票用紙への記入が困難な方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

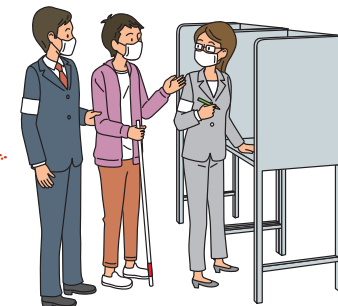
受付

①代理投票したい旨を、係員にお伝えください。

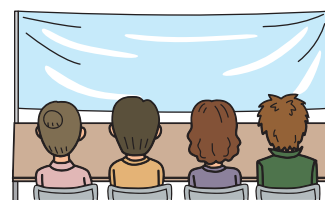


②投票所の係員2人が補助者として付き添います。

③投票したい候補者を、指し示しやメモ紙を見せるなどで補助者に指示してください。補助者が投票用紙に候補者名を代理で記載します。記載後、もう1人の補助者が記載内容を確認します。



④候補者名が書かれた投票用紙を渡しますので、本人が投票箱に用紙を入れてください。



投票管理者・投票立会人

投票の方法

投票用紙は東京都選出を先に交付します。その投票が終わった後、比例代表選出の投票用紙を交付します。

①東京都選出

(投票用紙は薄い黄色)

「候補者の氏名」を記入します。

②比例代表選出

(投票用紙は白色)

「候補者の氏名」または「政党などの名称または略称」を記入します。

注意事項

- 投票所では、スマートフォンやカメラなどを使用した通話や撮影はできません。
- 投票所にペットを連れ込むことは、ほかの方に迷惑がかかる恐れがありますのでご遠慮願います。
- 投票所内に、子ども(18歳未満)を同伴させることができます。
- 投票所の中で、大声を出したり、ほかの方の投票の妨げになるなどの行為があった場合は、入場をお断りすることがあります。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では感染防止対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。

品川区選挙管理委員会が行う感染予防対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、選挙事務従事者はマスクを着用します。
- 投票所は定期的に換気しています。
- 記載台、鉛筆などを定期的に消毒しています。
- 投票終了後は、投票所施設が翌日からの使用に支障をきたさないように、投票所施設内を消毒しています。

みなさまへのお願い

- 投票所入場前に、**手指のアルコール消毒**にご協力ください。
- 来場前後の手洗い、消毒**にご協力ください。
- 周りの方との**距離を保つ**ようお願いいたします。
- ご持参の鉛筆やシャープペンシル**などを使用して投票用紙に記入ができます。

候補者をよく知っていただくために

選挙公報をご覧ください

東京都選出議員選挙の候補者の氏名・経歴・政見や、比例代表選出議員選挙で名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。各家庭には、7月8日(金)頃までに直接お配りします。届かない場合は、品川区選挙管理委員会までご連絡ください。地域センターや文化センター、図書館にも配置します。また区ホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>(トップページ・メニュー>区政情報>選挙・成人>選挙>参議院議員選挙 投票日 令和4年7月10日(日))にも掲載します。

公営ポスター掲示場の設置

公営ポスター掲示場を、区内347カ所に設置します。東京都選出議員選挙の候補者は、ポスター掲示場以外の場所にポスターを貼ることができません。

あなたの投票所はこちらです

※住所は50音順です。

Table with 4 columns: 住所, 丁目, 番地, 投票所. Rows include 荏原, 大井, 大崎, 勝島, 上大崎, 北品川, 小山, 小山台, 戸越.

Table with 4 columns: 住所, 丁目, 番地, 投票所. Rows include 中延, 西大井, 西五反田, 西品川, 西中延, 旗の台, 東大井, 東五反田.

Table with 4 columns: 住所, 丁目, 番地, 投票所. Rows include 東五反田, 東品川, 東中延, 東八潮, 平塚, 広町, 二葉, 南大井, 南品川, 八潮, 豊町.

参議院議員選挙の情報を お知らせします

品川区ホームページ

トップページ>区政情報>選挙・成人>選挙>参議院議員選挙 投票日 令和4年7月10日(日)



こちらからもアクセスできます

在外投票

国外にお住まいで、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票(大使館などでの投票)」または「郵便などによる投票」により、投票ができます。

期日前投票 期間 6月23日(木)~7月9日(土)午前8時30分~午後8時 投票所 品川区役所第二庁舎6階261会議室

当日投票 期間 7月10日(日)午前7時~午後8時 投票所 東京都第3区...豊葉の杜学園 東京都第7区...第一日野小学校

このほか、滞在先による不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局(☎5742-6845 Fax5742-6894)